

## 第31回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年6月18日（金）

午後5時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置及び協力要請等について
- (3) 感染拡大の抑え込みに向けた取組について
- (4) その他

### 3 閉 会

### 第31回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年6月18日（金）

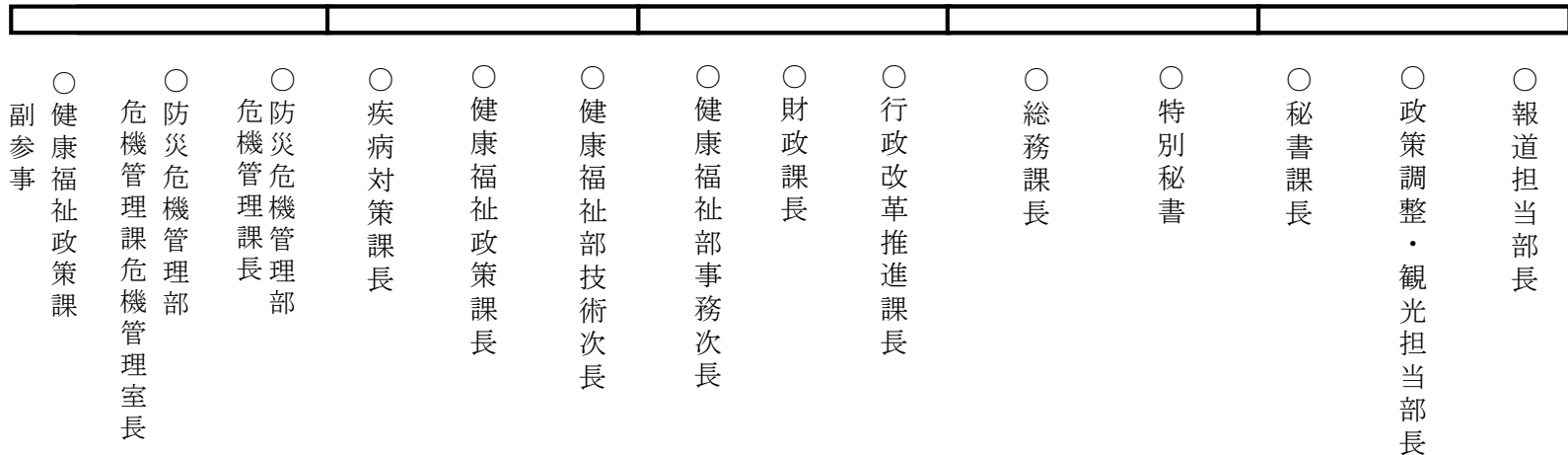
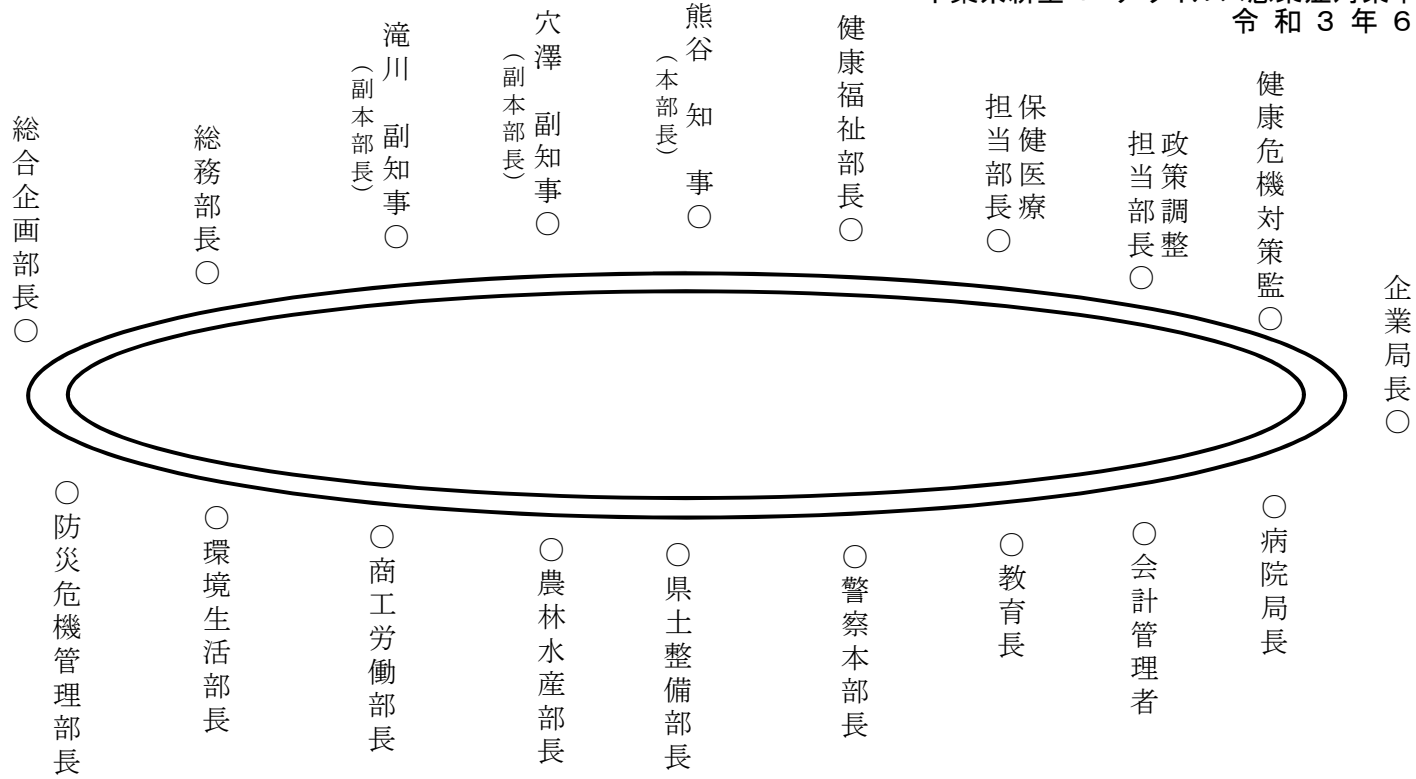
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次  
令和3年6月18日

オブザーバー  
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



# 新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年6月18日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

# 千葉県 の 感染状況等 [6月17日時点]

項目	本日の数値 (6月17日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
<b>1 感染の状況</b>			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	101.4 人	—	—
(2)直近1週間と先週1週間の比較	1.03	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	11.34人	15人／10万人 ／週以上	25人／10万人 ／週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	12.3% (87 / 710)	—	—
(5)感染経路不明率	57.6% (409 / 710)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	3.99% (6月14日 時点)	5%以上	10%以上
<b>2 医療提供体制の負荷</b>			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	24.6% (313 / 1273)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数／療養者数) (注2)	34.1% (313 / 919)	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	19.8% (20 / 101)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	14.68人	20人／10万人 以上	30人／10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	22.3% (226 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

# 千葉県 の 感染状況等 の 推移 [ 6 月 1 7 日 時点 ]

項目	4/22	4/29	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17
新規感染者数 (直近7日間平均)	131.4	135.1	139.0	150.7	129.6	114.3	95.9	98.6	101.4
直近1週間と先週1週間の比較	1.31	1.03	1.03	1.09	0.86	0.88	0.84	1.03	1.03
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	14.70	15.11	15.55	16.86	14.49	12.78	10.72	11.02	11.34
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	21.3%	17.8%	18.2%	17.4%	17.5%	14.5%	11.5%	13.5%	12.3%
感染経路不明率	49.9%	57.5%	54.1%	58.5%	53.3%	58.9%	57.5%	56.8%	57.6%
PCR陽性率	5.17%	5.53%	6.52%	4.99%	5.21%	3.76%	4.08%	4.46%	3.99%
	(4/19時点)	(4/26時点)	(5/3時点)	(5/10時点)	(5/17時点)	(5/24時点)	(5/31時点)	(6/7時点)	(6/14時点)
病床のひっ迫具合 (病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	23.8%	26.7%	30.5%	32.6%	32.5%	27.1%	23.2%	27.3%	24.6%
病床のひっ迫具合 (うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	12.0%	20.7%	18.5%	21.3%	25.5%	22.3%	19.1%	18.8%	19.8%
療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数)	19.04	19.43	21.55	22.61	20.61	16.92	14.49	15.16	14.68
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	35.1%	34.0%	32.3%	35.8%	34.7%	31.0%	25.1%	23.9%	22.3%

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

# 新規感染者数（直近7日間平均）

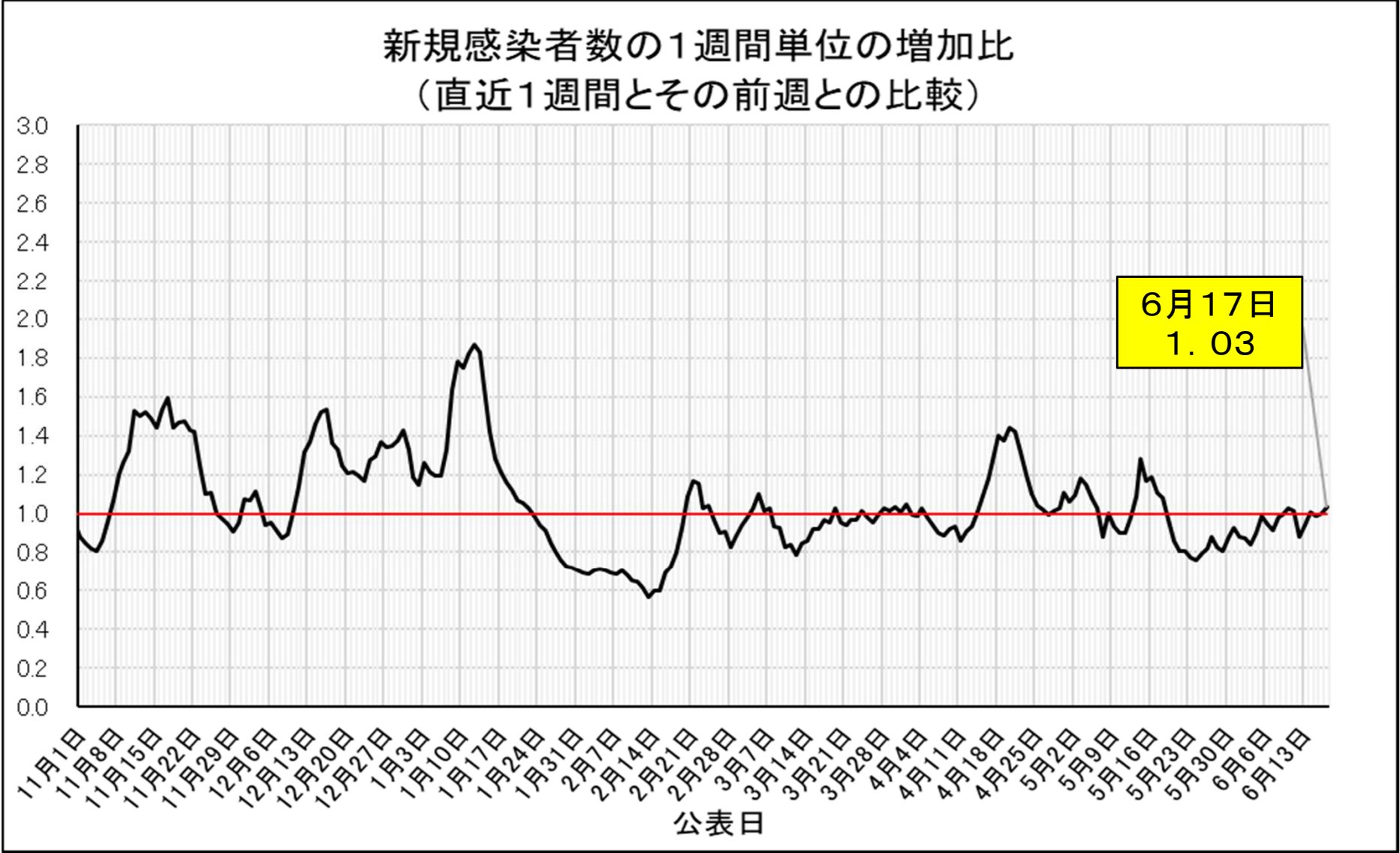
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月以降は100人前後で推移しており、6月17日時点では101.4人となっている。



# 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月中旬から1.0を下回る日が続いたが、6月17日現在は1.03となっている。

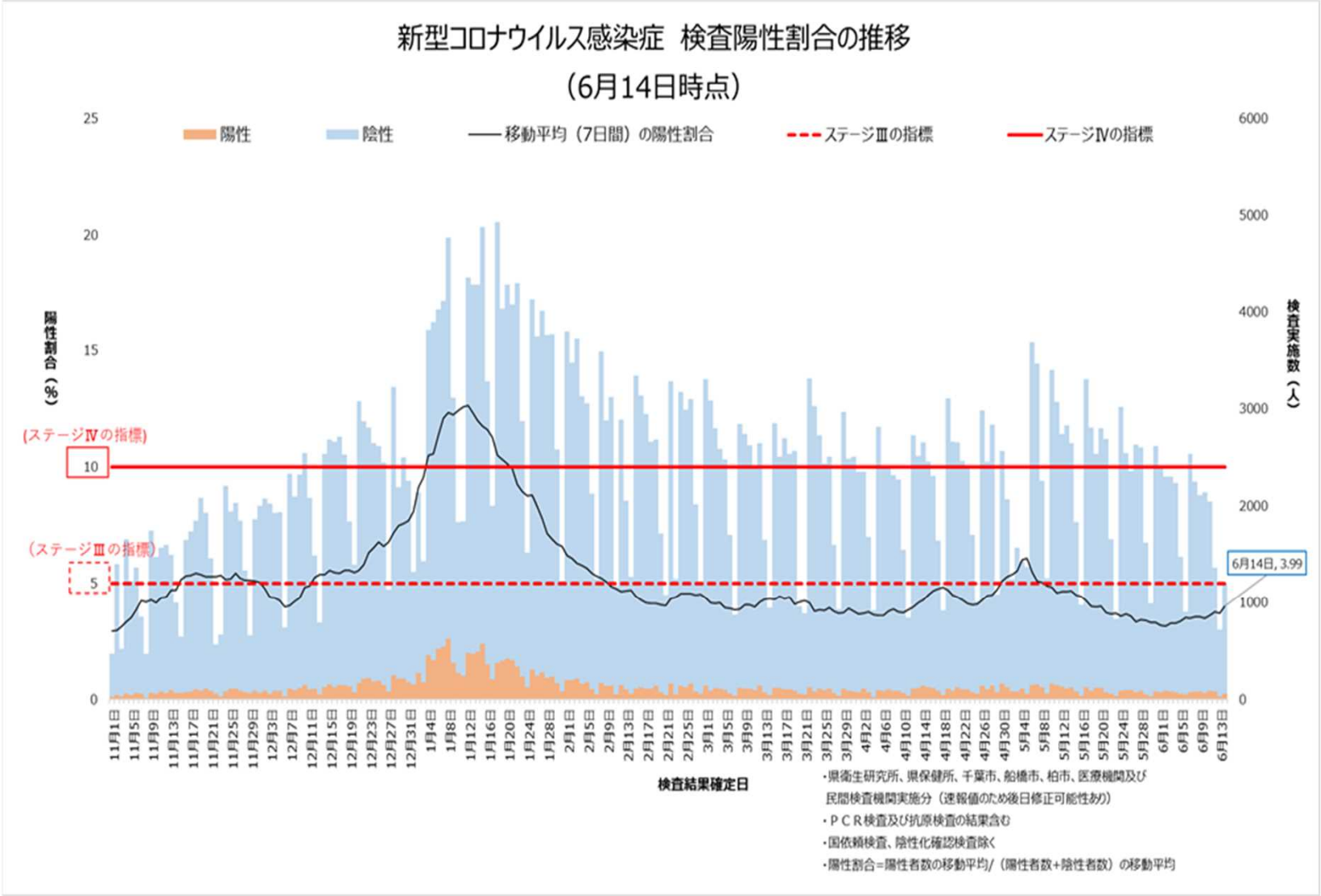
(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)





# PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、4月下旬から増加傾向となり、5%を超えた時期があったものの、再び減少し、直近1週間の平均は3.99%となっている。

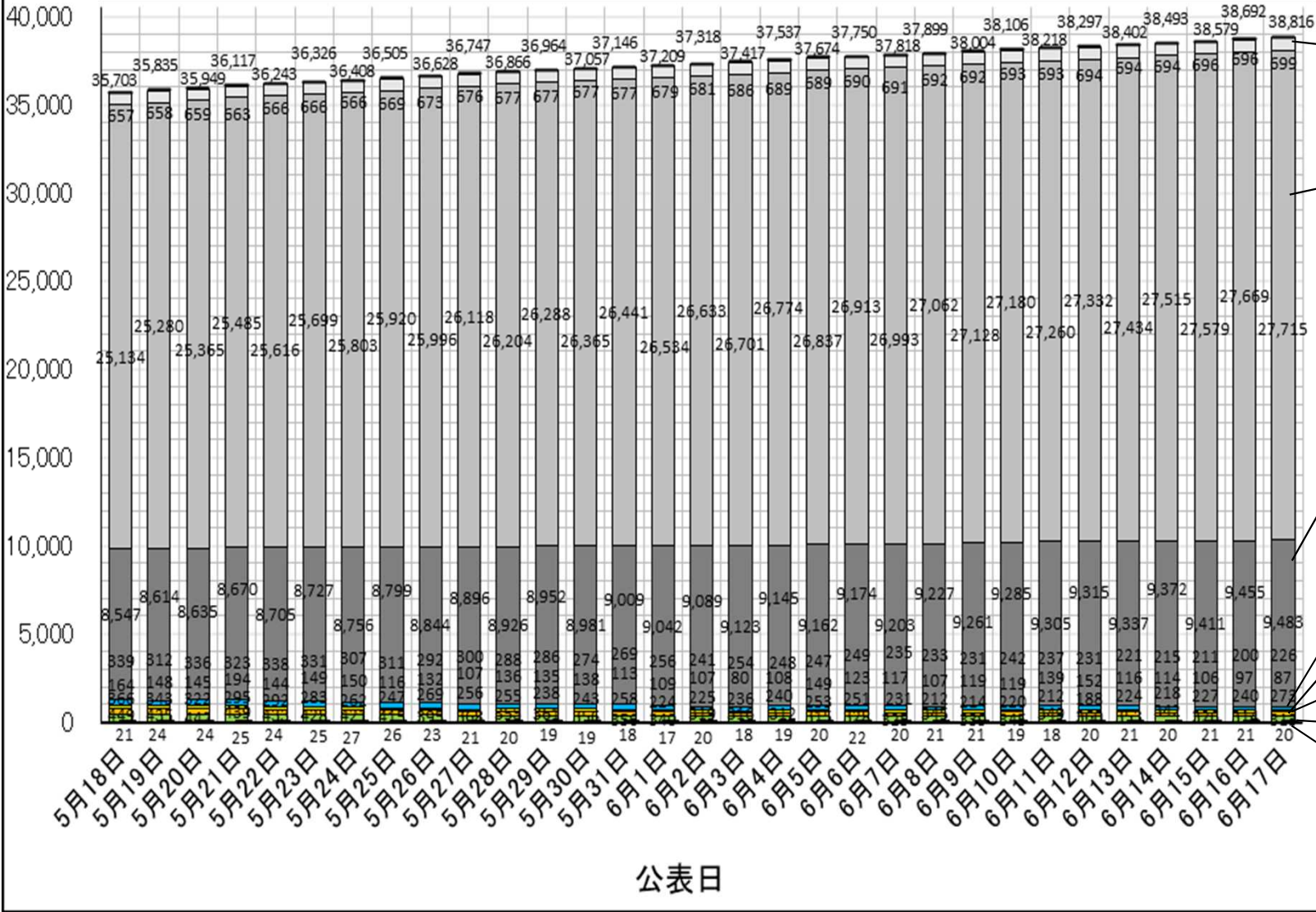


期間	陽性割合
4/20 ～4/26	4.28%
4/27 ～5/3	5.51%
5/4 ～5/10	4.82%
5/11 ～5/17	4.24%
5/18 ～5/24	3.56%
5/25 ～5/31	3.29%
6/1 ～6/7	3.47%
6/8 ～6/14	3.99%

# 感染者の状況別内訳

## 新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)

■ 入院中 ■ 自宅療養 ■ 入院・ホテル療養等調整中 ■ ホテル療養 ■ 施設内療養 ■ 退院 ■ 療養解除 □ 死亡 □ その他 ■ 重症



**累積感染者数**  
**38,816名**  
 (6月17日公表時点)

**死亡** 699名

**療養解除** 27,715名

**退院** 9,483名

**療養が必要な方: 919名**

ホテル療養	226名
入院・ホテル療養調整中	87名
自宅療養	273名
入院中(うち重症)	313名(20名)
その他(県内発生届で県外で療養中等)	20名

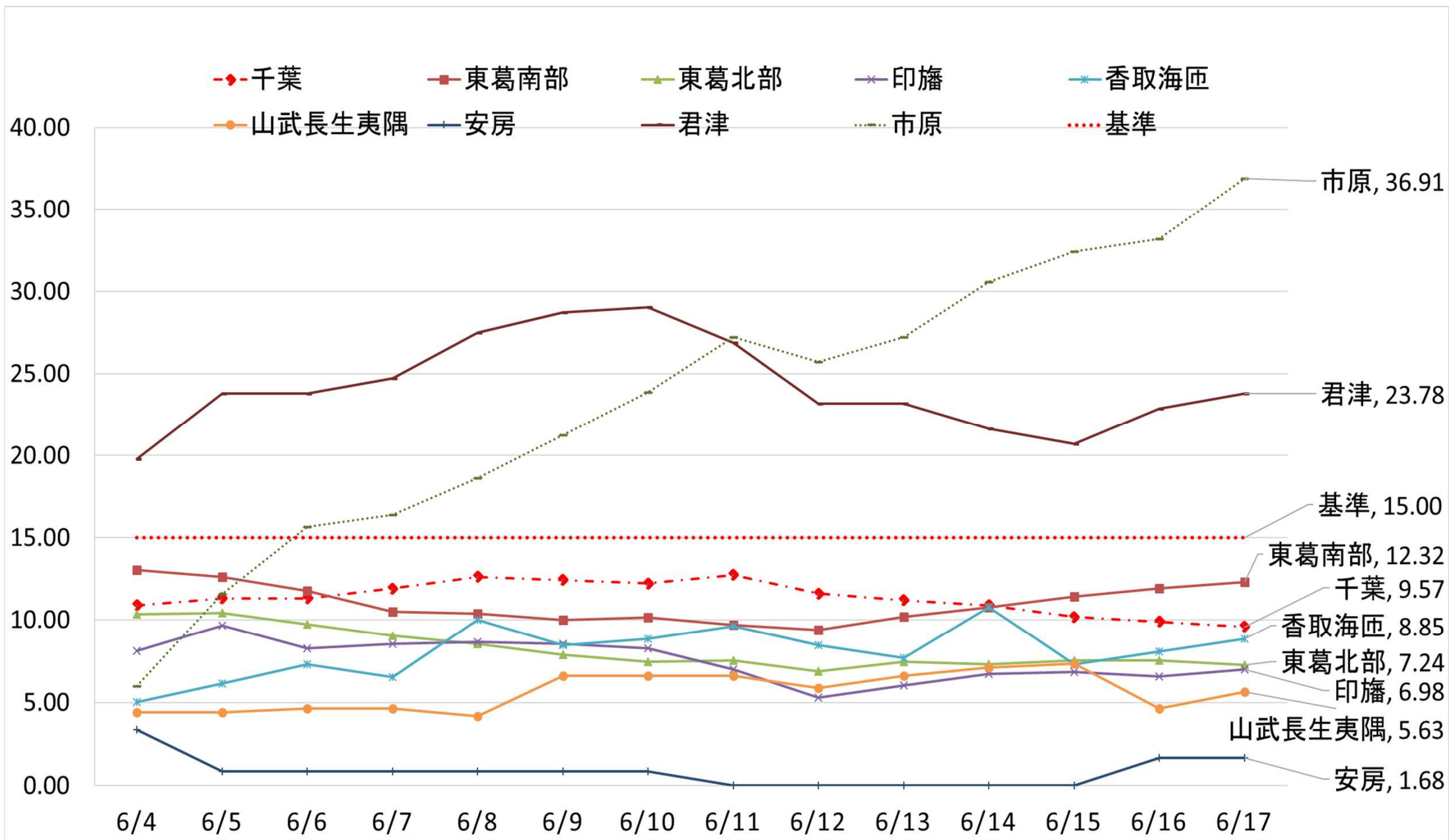
# 新規感染者の公表数（令和3年5月24日～）

( )内は直近7日間の合計  
 [ ]内は直近1週間とその前週との比較

	月	火	水	木	金	土	日
5月	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	82名 (794名)	97名 (802名)	122名 (792名)	119名 (797名)	118名 (747名)	100名 (721名)	93名 (731名)
	[0.76]	[0.79]	[0.82]	[0.88]	[0.82]	[0.81]	[0.87]
6月	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	89名 (738名)	63名 (704名)	109名 (691名)	99名 (671名)	120名 (673名)	137名 (710名)	76名 (693名)
	[0.93]	[0.88]	[0.87]	[0.84]	[0.90]	[0.98]	[0.95]
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	68名 (672名)	81名 (690名)	105名 (686名)	102名 (689名)	112名 (681名)	79名 (623名)	105名 (652名)
	[0.91]	[0.98]	[0.99]	[1.03]	[1.01]	[0.88]	[0.94]
	14日	15日	16日	17日			
	91名 (675名)	86名 (680名)	113名 (688名)	124名 (710名)			
[1.00]	[0.99]	[1.00]	[1.03]				

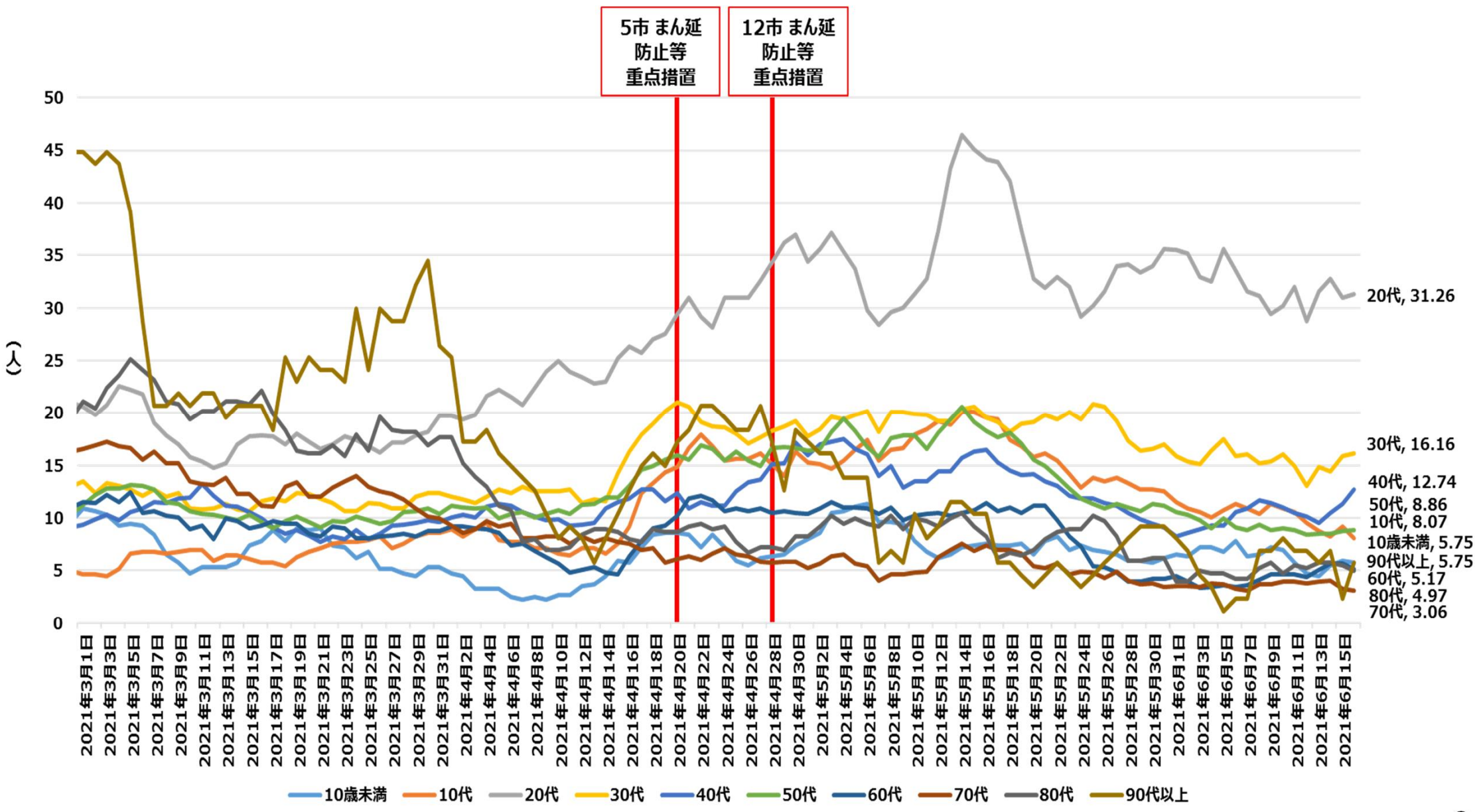
※   赤色は前週と比較して増加  
  青色は前週と比較して減少

# 2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数





# 人口10万人あたり 年代別 新規感染者数推移



# 案

令和3年6月18日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年6月17日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

### 2 県における基本的な考え方 《区域の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 感染リスクの高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。  
なお、感染状況等を踏まえ、2週間後を目途に措置区域の見直しの検討を行うこととする。
- ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで 《内容の変更、期間の延長》

#### (1) 県民の皆様へ

##### ① 県内全域【第24条第9項】

##### ○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～都道府県間の移動は極力控える～

不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。

混雑している場所や時間を避けて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

県外において外出・移動自粛の要請がなされている地域への移動は、移動先自治体からの要請内容を確認し慎重に対応してください。

##### ○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」

「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03\\_5scenes.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf)

## ○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

## ○ カラオケの利用の際の注意 ～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

## ② 措置区域（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市）

### ○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛 【第31条の6第2項】

措置区域においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

### ○ 飲酒時の注意 【第24条第9項】

飲食店等で飲酒をする際は、入店から退店までの時間を90分以内にしてください。

1グループは2人までにしてください。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】 【留意事項】

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。



○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

### 【収容率について】

**期間：令和3年6月21日（月）から8月31日（火）まで**

○ 開催に当たっての収容率については以下のとおりとさせていただきます。

大声なし：100%以内<sup>※1</sup>

大声あり：50%以内<sup>※2</sup>

※1 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※2 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

### 【上限人数について】

**期間：令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで**

・ 5,000人以下

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年6月30日までに開催されるイベントについては、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 令和3年7月1日から7月11日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

**期間：令和3年7月12日（月）から8月11日（水）まで<sup>※</sup>**

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更することがあります。

・ 「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方。

※ 令和3年7月12日から8月11日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

**期間：令和3年8月12日（木）から8月31日（火）まで<sup>※</sup>**

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更することがあります。

○ 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」

※ 令和3年8月12日から8月31日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

### 【開催時間】

期間：令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで※

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがあります。

7月12日以降については、感染状況等を踏まえ、改めて判断します。

- ・ イベントの開催時間は、21時までとしてください。

（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

※ 上記の時間制限の基準は、令和3年6月30日までに開催されるイベントについては、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 令和3年7月1日から8月31日までに開催されるイベントについては、令和3年6月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

## （3）事業者の皆様へ

### ① 県内全域の事業者等の皆様へ

#### 【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大

防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン<sup>※</sup>が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」  
(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」  
(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

② 県内の「飲食店<sup>※1</sup>」・「遊興施設<sup>※2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設（飲食店を除く）<sup>※2~6</sup>」の皆様へ

**別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。**

- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。  
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請等の対象から除きます。
- ※3 イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ※4 イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）
- ※5 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
- ※6 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館

県の協力要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②「まん延防止等重点措置区域」内における床面積が1000㎡を超える大規模施設等

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。(6月21日から御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。)

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

#### 4 その他の事項 《変更なし》

① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は9月30日までとされています。

② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

また、全ての宿泊優待券の利用期限は令和3年9月30日チェックアウトまでです。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)		措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市) 以外の区域
<p>「飲食店※<sup>1</sup>」・「遊興施設※<sup>2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗</p>	<p><b>法31条の6①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>以下の要件を満たした店舗において、11時から19時まで、酒類の提供を(利用者による酒類の店内持ち込み含む)を行うことができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下表1の◎(「換気の徹底」「座席の間隔の確保(アクリル板等の設置)」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」)の遵守</li> <li>○ 1グループは2人まで</li> <li>○ 酒類提供する場合は入店から退店まで90分以内</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 店舗入口及び店内に、「酒類を注文する場合は2人まで」「入店から退店までは90分以内」である旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場禁止や、90分を超えた方には退場を促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の要件を満たさない店舗にあつては、酒類の提供を行わない。</li> </ul> <p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>		<p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は「11時から20時まで」とする。</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>
<p>施行令11条施設 (I) イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>劇場、観覧場、演芸場、映画館</li> <li>集会場、公会堂</li> <li>展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール</li> <li>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)</li> </ul> <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど</li> <li>博物館、美術館など(図書館を除く)</li> </ul>	<p>1000㎡超え</p> <p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない(ただし、イベントの開催の場合は21時まで可)</li> </ul> <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p>1000㎡以下</p> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない(ただし、イベントの開催の場合は21時まで可)</li> </ul> <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は「11時から20時まで」とする。</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>
<p>施行令11条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)、</li> <li>運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど</li> <li>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)</li> <li>サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)</li> </ul>	<p><b>法24条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は「11時から20時まで」とする。</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理(下表2参照)</li> </ul>

施設の種別（国の通知による区分）	県内全域
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅰ）幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅱ）図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3（3）事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

※ 施行令 11 条施設（Ⅰ）イベント関連施設等、（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※ 1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※ 2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表 1 感染防止対策について（◎については、酒類提供の必須条件です。）

<p>◎ 徹底した換気を行ってください。</p> <p>※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。</p> <p>※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。</p> <p>◎ 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。</p> <p>※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。</p> <p>◎ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。</p> <p>◎ 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。</p> <p>○ マスク着用のお願について、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。</p> <p>○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いいたします。</p> <p>○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。</p> <p>○ 事業所の消毒をお願いします。</p>
---

※ 協力金の申請要件として、「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」の4項目について、チェックリストを作成し保管をお願いします。

チェックリストは千葉県ホームページに掲載しています。

下表 2 人数管理・人数制限等の例示

<p>○ 施設全体での措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う</li> <li>・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う</li> </ul> <p>○ 売場別の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う</li> <li>・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う</li> <li>・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する</li> </ul>
--

# 案

## 県有施設の利用制限について

令和3年6月18日  
総務部

令和3年6月18日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限を実施します。

### 1 利用制限を実施する施設

#### (1) 重点措置区域内（19施設）

千葉県文化会館、幕張メッセ国際展示場、かずさアカデミアホール

など

#### (2) 重点措置区域外（15施設）

南総文化ホール、東葛テクノプラザ、福祉ふれあいプラザ、房総のむら

など

### 2 利用制限に変更があった施設

#### (1) 利用時間が20時までに変更

かずさアカデミアホール（会議室）、富津公園（屋内施設、野外劇場）

#### (2) 利用時間が21時までに変更

東葛テクノプラザ（会議室）、柏の葉公園（時間制限の解除）、

さわやかちば県民プラザ（時間制限の解除）

### 3 利用制限の期間

令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）まで

※ 各施設の利用制限の内容は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046



## 令和3年6月21日から7月11日までの県有施設の利用制限について

### 1 措置区域内

(千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)

※市原市、浦安市、袖ヶ浦市には、利用制限を行う県有施設はありません。

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
9	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・閉館時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室及び研修ホールの入室人数 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～20時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
15	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
16	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
17	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→10時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
18	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
19	富津市	公園	千葉県立富津公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・屋内プール、トレーニング室、 野外劇場 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930

## 2 措置区域外

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
3	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
4	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
6	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～21時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
7	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
8	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
9	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮(6月中) (9時～21時30分→9時～19時) (7月以降は未定) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328
11	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
12	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
13	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
14	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
15	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

# 感染拡大の抑え込みに向けた取組について

令和3年6月18日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年3月18日に対策本部において「感染再拡大防止策について」を決定して取り組んできたところであるが、今般のまん延防止等重点措置の延長を踏まえ、感染拡大の抑え込みに向けて、次の7項目について、引き続き取り組むこととする。

## 1 継続した協力要請の実施

### (1) 不要不急の外出自粛や営業時間短縮等に係る協力要請の実施

【現在の取組状況】(6月20日まで)

- ・ 千葉市及び東葛地域の12市をまん延防止等重点措置区域とし、飲食店における酒類提供の自粛を要請。
- ・ 県内全域において大規模商業施設の営業時間短縮や入場整理の協力を要請。

【今後の取組】(7月11日まで)

- ・ 重点措置の対象区域  
市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び浦安市  
千葉市  
市原市  
木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
- ・ 当該区域において、飲食店の営業は20時まで、酒類の提供は19時までなどを要請。
- ・ その他の区域に対して、飲食店の営業は21時まで、酒類の提供は20時までを要請。
- ・ まん延防止等重点措置の対象区域を含め、県内全域において、「特措法第24条第9項等」に基づき、不要不急の外出自粛や、商業施設等における時短営業などの協力を要請。

### (2) 広報・啓発活動の実施

【現在の取組状況】

- ・ 市町村、業界団体を通じた要請内容の周知。
- ・ 学校等を通じた一都三県の共同メッセージの周知。
- ・ Google、Yahoo、LINE にバナー広告を掲載。

【今後の取組】

- ・ 引き続き、上記の媒体等を活用し、広報・啓発活動を実施

### (3) 要請内容遵守のための取組

#### 【現在の取組状況】

- ・ 飲食店の時短営業確認のための見回りを実施。
- ・ 飲食店ガイドラインの遵守徹底のための見回りを実施。
- ・ 認証モデル事業をモデル市で実施。
- ・ 6月18日に特措法第31条の6第1項に基づき、感染リスクの大きい飲食店舗等に対し要請文書を発出。

#### 【今後の取組】

- ・ 見回りの継続実施。
- ・ 認証制度の全県展開に向け、モデル事業の課題整理。

## 2 モニタリングの体制強化等

### (1) 保健所設置市（千葉市、船橋市、柏市）との疫学情報の共有化による感染拡大予兆の探知

#### 【現在の取組状況】

- ・ 疫学情報について、県と3保健所設置市で情報共有を行っているほか、必要に応じ共同で対応。

#### 【今後の取組】

- ・ 県衛生研究所において広域的な情報の集約分析を強化する。

### (2) 繁華街や学校等における感染拡大を早期探知するためのモニタリング検査の実施

#### 【現在の取組状況】

- ・ 市が実施する「接待を伴う飲食店の従業員に対するPCR検査」に要する経費を補助。（対象地区：千葉市、市川市、松戸市、柏市。）
- ・ 内閣官房と連携を図りながら、学校や繁華街などでモニタリング検査を実施。（団体型：24か所 スポット型：5か所）

#### 【今後の取組】

- ・ 接待飲食店の検査について、制定要綱に基づき、事業実施計画書の提出等、事務処理を進める。

### (3) 人流の多い地域の保健所における深掘積極的疫学調査の実施

#### 【現在の取組状況】

- ・ 4月22日に内閣官房、県、松戸保健所等で、調査テーマ等について協議。
- ・ 5月28日から6月4日にかけて、「変異株の流行を通して、新たな感染経路を見出すこと」をテーマに調査を実施。

#### 【今後の取組】

- ・ 国立感染症研究所が取りまとめている調査結果を踏まえ、関係者間で協議、考察を実施。

#### (4) 保健所の体制強化（人材育成・確保、ICT化の推進）

##### 【現在の取組状況】

- ・ 保健所職員の増員、及び臨時職員を配置。
- ・ 人材派遣会社を活用し、保健師・事務職員・ドライバー等を配置。
- ・ 患者搬送業務や発熱相談コールセンターの運営に係る外部委託等を実施。
- ・ 業務支援システム（通称：アマビス）の活用。

##### 【今後の取組】

- ・ 引き続き、必要な人員を確保する。

### 3 クラスタ予防対策の強化

#### (1) 県内全域の高齢者施設等における従業員へのPCR検査の実施

##### 【現在の取組状況】

- ・ 令和2年度実施分

2,463施設 陽性者：30名 実施済人数：77,120名

〔	県	867施設	陽性者：15名	実施済人数：41,214名
	3市	1,596施設	陽性者：15名	実施済人数：35,906名

- ・ 令和3年度実施分（6月11日時点）

4月分 1,913施設 陽性者：11名 実施済人数：58,417名

〔	県	772施設	陽性者：6名	実施済人数：36,638名
	3市	1,141施設	陽性者：5名	実施済人数：21,779名

5月分 2,317施設 陽性者：33名 実施済人数：84,811名

〔	県	932施設	陽性者：16名	実施済人数：53,669名
	3市	1,385施設	陽性者：17名	実施済人数：31,142名

##### 【今後の取組】

- ・ 対象をこれまでの入所系施設に加え6月から通所系事業所に対象を拡大。
- ・ 実施期間を高齢者施設等は7月まで、障害者施設等は当面8月まで延長。

#### (2) 高齢者施設等に対する見回り指導や感染症リーダー研修等の実施

##### 【現在の取組状況】

- ・ 高齢者施設への感染症対策について、市町村に個別指導を依頼。
- ・ 感染症リーダーの設置を、高齢者施設・障害者施設に依頼するとともにリーダー研修会を実施。

##### 【今後の取組】

- ・ リーダー研修会の動画を千葉県ホームページに掲載。

## 4 「変異株」への対応の強化

### (1) 監視体制の強化

#### 【現在の取組状況】

- 直近の検査により、従来株が N501Y 変異株にほぼ置き換わったものと推定されることや、国からの要請を踏まえ、N501Y 変異株から L452R 変異株の検査等に切り替えた。
- L452R 変異株 PCR 検査の実施状況

期間	新規感染者数	スクリーニング検査数	検査実施割合(%)	変異株陽性者数 <sup>※</sup>	変異株割合(%)
6/7~6/13 (速報値)	652	161	24.7	12	7.5

※変異株陽性者数には VOC (懸念される変異株) である「デルタ株」や VOI (注目すべき変異株) である「カッパ株」、「イプシロン株」等が含まれる。

#### (参考) N501Y 変異株 PCR 検査の実施状況

期間	新規感染者数	スクリーニング検査数	検査実施割合(%)	変異株陽性者数 <sup>※</sup>	変異株割合(%)
5/31~6/6	693	219	31.6	187	85.4

#### 【今後の取組】

- L452R 変異株 PCR 検査の実施割合 40% を目標に体制を整備。
- L452R 変異株 PCR 検査陽性例について優先的にゲノム解析を実施。

### (2) 積極的疫学調査の徹底

#### 【現在の取組状況】

- 通常も積極的疫学調査を実施しているが、特に変異株が確認された際に、保健所が迅速かつ集中的に積極的疫学調査を実施。

#### 【今後の取組】

- 迅速な検体送付、入院措置、並びに濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査等を実施。



## 5 医療提供体制の更なる充実

### 【現在の取組状況】

- ・ 新たな病床確保計画に基づき、フェーズ2 (1,275床、うち重症101床) で運用 (6月18日現在)。
- ・ 後方支援医療機関については、96病院、189床を確保 (6月14日現在)。また、退院基準を満たす要介護高齢者の受入れ協力施設として介護老人保健施設83施設を確保 (6月14日現在)。
- ・ 原則として宿泊療養を推奨することを保健所へ再周知。
- ・ 自宅療養に係る適切な療養環境の確保のための取組を推進。
  - パルスオキシメーター及び配達人員の確保 (県分)  
確保台数：10,029台確保 (成人用10,000台、幼児用29台)。  
貸出実績：累計 2,216台 (5月31日時点)  
月計 720台 (5月)、409台 (4月)
  - 配食サービス (県分)  
配付実績：累計 3,988人分 (6月16日時点)  
月計 621人分 (5月)、538人分 (4月)
  - 電話・メール・アプリによる健康観察
  - 電話・オンライン診療
  - 外来診療・往診

### 【今後の取組】

- ・ 適切な健康管理を行うとともに、同居家族への感染防止を図るため、できる限り自宅療養でなく、宿泊療養を推奨。
- ・ 引き続き、自宅療養に係る適切な療養環境の確保のための取組を実施する。

## 6 ワクチン接種の適切な実施

### (1) 医療従事者への接種継続

#### 【現在の取組状況】

- ・ 5月10日の週までに、対象となる医療従事者（202,528人）すべてが接種可能なワクチン368箱（204,360人×2回分）が配分。
- ・ 接種状況（6月16日時点）1回目：192,156人（接種率94.9%）  
2回目：158,829人（接種率78.4%）

#### 【今後の取組】

- ・ 配分されたワクチンについて速やかに医療従事者に接種を進める。

### (2) 高齢者をはじめとした住民への接種開始

#### 【現在の取組状況】

- ・ 接種順位が高い高齢者から接種を開始（65歳以上の高齢者1,702,637人）。
- ・ 高齢者接種状況（6月16日時点）1回目：684,391人（接種率40.2%）  
2回目：136,881人（接種率8.0%）

#### 【今後の取組】

- ・ 千葉市内及び松戸市内に集団接種会場を設置し、千葉市内会場では6月14日から7月31日まで、松戸市内会場では6月20日から7月31日まで接種を実施する。

## 7 対策本部等の体制の強化

#### 【現在の取組状況】

新型コロナウイルス感染症対策に全庁を挙げて取組むため、人員体制を強化。

- ・ 健康福祉部及び商工労働部の職員を増員した。

#### 【今後の取組】

- ・ 必要な体制を確保する。

# 新型コロナウイルスワクチンの接種について

令和3年6月18日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 県営ワクチン集団接種会場

千葉市会場（千葉市中央区蘇我コミュニティセンター）	
接種期間	令和3年6月14日（月）から7月31日（土）まで
予約状況	
前期受付	予約開始：6月8日（火） ※接種日 6/14～6/27
	予 約 枠：9,240人 ※6/14～6/20：600人/日、6/21～6/27：720人/日
後期受付	予約開始：6月21日（月） ※接種日 6/28～7/10
	予 約 枠：接種実績や松戸市会場の予約状況により決定
接種状況	6月14日（月） 接種人数：584人（高齢者568人、医療従事者等16人）
	6月15日（火） 接種人数：554人（高齢者554人）
	6月16日（水） 接種人数：589人（高齢者540人、医療従事者等49人）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期受付分は全枠予約済。</li> <li>キャンセル等で発生した希釈済みワクチンの余剰分は、会場で従事する看護師等のほか警察職員に接種し、廃棄はしていない。</li> </ul>

松戸市会場（松戸市文化ホール）	
接種期間	令和3年6月20日（日）から7月31日（土）まで
予約状況	予約開始：6月15日（火） 予 約 枠：10,080人 ※6/20～6/22は300人、6/23～は510人 （7/10までに10,500人分を確保予定）
備 考	6月17日17:00現在2,390人の申し込みがあった。

## 2 高齢者へのワクチン接種状況（令和3年6月16日現在）

	全国	千葉県	1回接種率上位	関東地域
人口	35,486,339人	1,702,637人	佐賀 57.45%	東京 40.92%
接種数(延べ回数)	17,242,533回	770,447回	岐阜 52.01%	群馬 41.00%
1回目接種率	39.32%	40.20%	岡山 52.00%	埼玉 38.86%
2回目接種率	9.27%	8.04%	鳥取 51.12%	神奈川 36.99%
		1回目接種率 26位	石川 51.09%	茨城 32.73%
				栃木 30.46%

※内閣官房IT総合戦略室（政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況）による

## 3 県内の職域接種の申請状況（令和3年6月16日現在）

申請数	要件不足	承認済み	審査中
83社	10社	68社	5社

※要件不足の多くは接種規模が1,000人に満たないことによるもの